

## 死亡届提出後の主な手続き

この度のご不幸に際し、心よりお悔み申し上げます。

小平市役所での主な手続きは、以下のとおりです。

ここに記載のないもので、手続きが必要となる場合もございますので、担当窓口へお問い合わせください。

※出張所では受付していないものがあります。受付可能なものは、下表の右欄「出張所」に「○」の記載があるものです。

分類	確認	対象者	主な手続きの内容 (申請・注意事項等)	手続きに必要なもの	期間	手続き窓口	出張所
印鑑登録	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた方	⇒ 自動的に廃止されますので、手続きは不要です。			市役所1階 市民課 窓口担当 ☎042-346-9804	
保	<input type="checkbox"/>	75才以上 後期高齢者医療保険に加入していた方	⇒ 相続人代表者届	・亡くなった方の保険証 ・相続人代表者の印鑑及び振込先が分かるもの(通帳など) ・亡くなった方と相続人代表者との相続関係が分かる戸籍謄(抄)本などの写し	すみやかに	市役所 保険年金課 後期高齢者医療担当 ☎042-346-9538	○
	<input type="checkbox"/>		⇒ 葬祭費支給申請	・葬祭を行ったことが分かるもの(会葬礼状・領収書など) ・葬祭を行った方の印鑑及び振込先が分かるもの(通帳など)	葬儀を行った日の翌日から2年以内		○
険	<input type="checkbox"/>	75才未満 国民健康保険に加入していた方	⇒ 資格喪失届 (世帯主の死亡のときは、同時に世帯主変更の手続き)	・亡くなった方の保険証(世帯主が死亡した場合は、加入者全員の保険証) ・高齢受給者証(70歳以上の加入者全員分)	死亡日から14日以内	1階 保険年金課 国民健康保険担当 ☎042-346-9529	○
	<input type="checkbox"/>		⇒ 葬祭費支給申請	・葬祭を行ったことが分かるもの(会葬礼状・領収書など) ・葬祭を行った方の印鑑及び振込先が分かるもの(通帳など)	葬儀を行った日の翌日から2年以内		○
年 金	<input type="checkbox"/>	年金を受給していた方	⇒ 年金受給権者死亡届 ・未支給年金、遺族年金などの請求	年金事務所・共済組合へ直接お問合せください。	・年金受給権者死亡届の提出: 死亡日から14日以内 ・未支給年金、遺族年金などの請求: 死亡日から5年以内	武蔵野年金事務所 武蔵野市吉祥寺北町4-12-18 ☎0422-56-1411 国分寺年金相談センター 国分寺市南町3-20-3 ☎042-359-8451 (電話相談は行っていません) 各共済組合	
	<input type="checkbox"/>	年金を受給していなかった方	⇒ 死亡一時金、寡婦年金などの請求	・亡くなった方の年金手帳 ・請求者の本人確認書類 (※必要な書類などは、それぞれのケースにより異なりますので、手続き窓口へお問い合わせください。)	・死亡一時金の請求: 死亡日から2年以内 ・寡婦年金の請求: 死亡日から5年以内	市役所1階 保険年金課 国民年金担当 ☎042-346-9531	○
介 護	<input type="checkbox"/>	65才以上 介護保険に加入していた方	⇒ 被保険者証などの返還 ・送付先住所届(必要な方のみ)など	・印鑑 ・亡くなった方の被保険者証など (※ケースにより異なりますので、手続き窓口にお問い合わせください。)	すみやかに	セ健康福祉1階事務 高齢者支援課 庶務保険担当 ☎042-346-9510	○
税	<input type="checkbox"/>	小平市で原付バイクを登録していた方	⇒ 廃車または名義変更	・印鑑 ・ナンバープレート ・標識交付証明書 (※ケースにより異なりますので、手続き窓口へお問い合わせください。)		税務課 庶務担当 ☎042-346-9521	×
	<input type="checkbox"/>	市・都民税を課税されていた方	⇒ 相続人代表者届	・印鑑	すみやかに	市役所 税務課 市民税担当 ☎042-346-9522	○
	<input type="checkbox"/>	固定資産税・都市計画税を課税されていた方	⇒ 相続人代表者届 ※固定資産の名義変更は、別に登記所での手続き(相続登記)が必要です	・印鑑		市役所2階 税務課 土地担当 ☎042-346-9524 家屋・償却資産担当 ☎042-346-9525	○
	<input type="checkbox"/>	未登記家屋を所有していた方	⇒ 家屋補充課税台帳登録名義人変更届	・新名義人の印鑑 ・相続を証明する書面(遺産分割協議書など)		市役所2階 税務課 家屋・償却資産担当 ☎042-346-9525	×

分類	確認	対象者	主な手続きの内容 (申請・注意事項等)	手続きに必要なもの	期間	手続き窓口	出張所		
子ども	<input type="checkbox"/>	保育園に在園・申込をしている児童及びその世帯の方(同じ世帯でも、手続きが不要な場合もございますので、手続き窓口にお問合わせください。)	⇒ ・家庭状況変更届 ・支給認定変更届等	・印鑑  (※必要な書類などは、それぞれのケースにより異なりますので、手続き窓口にお問い合わせください。)	すみやかに	市役所 2階	保育課 保育・幼稚園担当 ☎042-346-9601	○	
	<input type="checkbox"/>	幼稚園に在園しており、補助金を申請(受給)している児童及びその世帯の方(同じ世帯でも、手続きが不要な場合もございますので、手続き窓口にお問合わせください。)	⇒ 補助金に関する各種手続	(※出張所では内容により受付できない場合がございます。)				○	
	<input type="checkbox"/>	中学生以下のお子さん 児童手当・特例給付、乳幼児医療証(マル乳)、義務教育就学児医療証(マル子)を受給していた方	⇒ 資格喪失届	・印鑑 ・マル乳・マル子医療証  (※必要な書類などは、それぞれのケースにより異なりますので、手続き窓口へお問い合わせください。)		市役所 2階	子育て支援課 手当助成担当 ☎042-346-9544	○	
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭 児童扶養手当、児童育成手当(育成手当)、ひとり親家庭医療証(マル親)を受給していた方	⇒ 資格喪失届	・印鑑 ・児童扶養手当の証書、マル親医療証  (※必要な書類などは、それぞれのケースにより異なりますので、手続き窓口へお問い合わせください。)				○	
	<input type="checkbox"/>	障がいのあるお子さん 特別児童扶養手当、児童育成手当(障害手当)、小平市中心身障害児福祉手当を受給していた方	⇒ 資格喪失届	・印鑑 ・特別児童扶養手当の証書  (※必要な書類などは、それぞれのケースにより異なりますので、手続き窓口へお問い合わせください。)				×	
	<input type="checkbox"/>	公立の小・中学校に在学されている児童・生徒の保護者であった方	⇒ 保護者変更届	特になし		市役所 5階	学務課 学事担当 ☎042-346-9570	×	
	<input type="checkbox"/>	就学援助費・就学奨励費の受給認定を受けていた方	⇒ 就学援助費・就学奨励費の変更申請	・印鑑				×	
障がい	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳をお持ちだった方	⇒ 身体障害者手帳の返還	・印鑑 ・身体障害者手帳	すみやかに	健康福祉センター 1階	障がい者支援課 サービス支援担当 ☎042-346-9542	○	
	<input type="checkbox"/>	愛の手帳をお持ちだった方	⇒ 愛の手帳の返還	・印鑑 ・愛の手帳				○	
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方	⇒ 精神障害者保健福祉手帳の返還	・印鑑 ・精神障害者保健福祉手帳				×	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院)をお持ちだった方	⇒ 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院)の返還	・自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院) ・印鑑				×	
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス受給者証をお持ちだった方	⇒ 障害福祉サービス受給者証の返還	・障害福祉サービス受給者証				×	
	<input type="checkbox"/>	マル障受給者証をお持ちだった方	⇒ マル障受給者証の返還	・マル障受給者証				○	
	<input type="checkbox"/>	各種手当を受給していた方	⇒ 異動届又は死亡届(手続き窓口にお問い合わせください。)	・印鑑				×	
	<input type="checkbox"/>	ガソリン費補助を受給していた方	⇒ ガソリン費補助の資格喪失	・印鑑				・同居の相続人の印鑑、預金通帳、未請求分の領収書	○
	<input type="checkbox"/>		⇒ 未払金の請求(未請求分がある場合に同居の相続人に限り請求できます。)						○
<input type="checkbox"/>	タクシー利用券を使用していた方	⇒ タクシー利用券の返還	・印鑑 ・未使用分のタクシー利用券	○					
外国人	<input type="checkbox"/>	・在留カード ・特別永住者証明書 をお持ちだった方	⇒ 入国管理局での取り扱いとなります。 在留カード又は特別永住者証明書を右の連絡先へ郵送してください。(亡くなった旨のメモを同封してください。)		すみやかに	東京入国管理局 在留管理情報部門 おだいば分室 〒135-0064 江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎 9階			

#### 小平市役所

〒187-8701 小平市小川町2-1333 ☎:042-341-1211(代表)

窓口開庁時間:平日(月曜から金曜) 午前8時30分から午後5時 土曜日(一部の窓口) 午前8時30分から午後0時15分

※日曜、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日)は開庁しません。

※土曜窓口は、市民課、保険年金課、税務課、収納課の4課が開庁していますが、取扱業務は、平日の一部の業務に限られます。

東部出張所 花小金井1-8-1 ☎042-467-1211

西部出張所 小川西町4-10-13 ☎042-343-1211

窓口開庁時間:平日(月曜から金曜) 午前8時30分から午後5時